

国住指第 1573号
平成24年7月18日

社団法人日本建築士事務所協会連合会 会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



偽造免許証の写しによる建築士のなりすまし防止及び
所属建築士の定期講習受講の徹底について（技術的助言）

貴職におかれましては、建築士法の円滑な施行にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

今般、偽造の免許証の写しにより建築士になりすまして建築士事務所に属して業務を行っていた事案が発覚しました。

また、建築士事務所に属する建築士（以下、「所属建築士」という。）が受講すべき定期講習の受講期限（平成24年3月31日）が経過しております。

このため、平成24年7月18日付け国住指第1537号により各都道府県建築士行政担当部長あてに、建築士のなりすまし防止や所属建築士の定期講習受講の徹底について講じるべき措置を周知いたしました。（別添1）

また、都道府県と国土交通省の連名で、全ての建築士事務所にダイレクトメールを送付し、所属建築士の建築士免許登録及び定期講習受講の有無を原本により確認し、必要な対応を講じるよう、要請しているところです。（別添2）

貴職におかれましては、建築士のなりすまし防止及び定期講習受講の徹底のため、会員に対してこれらの措置について周知をお願いいたします。

国住指第1537号

平成24年7月18日

各都道府県

建築士行政担当部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



偽造免許証の写しによる建築士のなりすまし防止及び
所属建築士の定期講習受講の徹底について（技術的助言）

貴職におかれましては、建築士法の円滑な施行にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

今般、偽造の免許証の写しにより建築士になりすまして建築士事務所に属して業務を行っていた事案が発覚しました。

また、建築士事務所に属する建築士（以下、「所属建築士」という。）が受講すべき定期講習の受講期限（平成24年3月31日）が経過しております。

このため、都道府県と国土交通省の連名で、全ての建築士事務所にダイレクトメールを送付し、所属建築士の建築士免許登録及び定期講習受講の有無を原本により確認し、必要な対応を講じるよう、要請しているところです。

さらに、貴職におかれましては、建築士のなりすまし防止及び定期講習受講の徹底のための体制整備を図り、下記の措置を講じていただきますようお願いいたします。

記

1. 所属建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況の確認

都道府県は、所属建築士名簿にある建築士について、次に掲げる機会等を通じて、建築行政共用データシステムの活用による建築士名簿との照合により、免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認すること。

- ・建築士事務所の登録（更新登録を含む。）の申請
- ・設計等の業務に関する報告書（以下、「業務報告書」という。）の提出
- ・今般の全建築士事務所への要請に基づく所属建築士名簿の提出

また、一級建築士の免許登録の有無の確認により、一級建築士でないと思われる事案が発生した場合には速やかに、また定期講習の受講状況については別途連絡する方法により、国土交通省に報告すること。

2. 建築士事務所への周知

所属建築士の免許登録の有無等の確認は建築士事務所の開設者（以下、「開設者」という。）の責務であることから、都道府県は、業務報告書の受理、立入検査等の機会を捉えて、次の措置を講じるよう開設者に周知すること。

- ・ 開設者は所属建築士の免許証の原本を確認すること。ただし、所属建築士が原本の提示を拒否する等疑義がある場合には建築士名簿の閲覧によって確認すること。
- ・ 所属建築士に対して定期講習の受講を促すこと。

3. 無登録者が建築士事務所に所属している場合の対応

所属している建築士とされる者について、免許登録が無いことが判明した場合には、その者が属する建築士事務所の開設者が告発する等の適切な措置を講じるよう、都道府県は開設者を指導すること。

所属建築士とされる者が無登録の場合であって、当該者が建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行ったときは同法第26条第2項第3号に基づき、又は当該者が建築士事務所の業務として設計の業務を行ったときは同項第8号に基づき、建築士事務所に対する監督処分の対象となりうることから、都道府県は、建築士事務所が講じた措置等を勘案した上で、必要に応じて、建築士事務所に対して適切な措置を講じること。

4. 二級建築士及び木造建築士に係る事案への対応について

二級建築士及び木造建築士については、都道府県が登録・指導監督主体であることから、1～3に準ずる方法により、二級建築士及び木造建築士に係る免許登録の有無及び定期講習受講状況の確認を行い、必要な措置を講じること。

料金別納
郵便

ハガキの内容は、都道府県によって若干異なる場合があります。

〇〇市〇〇 〇—〇—〇
〇〇建築士事務所
開設者 様

建築士事務所の開設者の方への重要な依頼です。必ずご確認ください。

※このハガキは、所属建築士の全員が定期講習を受講済みの建築士事務所、業務報告書を提出済みの建築士事務所にも送付しています。

〇〇県 〇〇部 〇〇課
国土交通省 住宅局 建築指導課

<お問い合わせ>

〇〇県〇〇部〇〇課 TEL 000-0000-0000
〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 〇—〇—〇

別添 2

平成24年3月31日時点の所属建築士の名簿を、所属建築士が建築士であることを確認した上で、平成24年9月14日までにご提出ください。

今般、偽造した免許証の写しにより建築士になりすまして建築士事務所に属し業務を行っていた事案が発覚しました。

免許を受けた建築士により法令遵守のもと業務が適正に行われるようにするのは、建築士事務所の開設者の責務です。

つきましては、所属建築士*(管理建築士を含む)について、建築士免許証の原本(疑義のある場合は、建築士名簿の閲覧)により確認の上、所属建築士名簿を9月14日(金)までに都道府県担当部署に提出して下さい(まずは下記のHPにアクセスしてください。HPがない場合はお問い合わせ先に連絡して下さい。)

なお、建築士登録されていないことが判明した場合には、告発するなど開設者が適切な措置を講じられますようお願いいたします。

<http://www.pref.000.jp/00/00/>

〇〇県 業務報告書

検索

所属建築士が期限を過ぎたにもかかわらず定期講習を未受講の場合、速やかに受講させてください。

所属建築士が受講したかどうかを定期講習修了証の原本(疑義のある場合は建築士名簿の閲覧)により確認して下さい。受講義務違反の場合、その所属建築士は、警告にもかかわらず受講しなければ戒告処分、さらに未受講の期間が長期にわたる場合は、業務停止以上の処分となります。

提出期限を過ぎた業務報告書を未提出の場合、平成24年7月31日までに提出してください。

都道府県の指導等にも関わらず未提出の場合には監督処分の対象とすることがあります。

※所属建築士とは ⇒ 一般社団法人新・建築士制度普及協会HP参照

HP : <http://www.icas.or.jp/>

新建築士制度

検索